

生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会ワーキンググループ  
(各事業の在り方検討班)

第2回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会  
ワーキンググループ 各事業の在り方検討班（第2回）  
議事次第

令和4年2月21日（月）  
10:00～12:30  
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 前回までのワーキンググループにおける指摘事項に関して
  - (2) 居住支援のあり方について
  - (3) 貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1：前回までのワーキンググループにおける指摘事項に関して  
資料2：居住支援のあり方について  
資料3：貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について  
資料4：構成員提出資料

2022-2-21 第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ各事業の在り方検討班

○唐木室長 定刻となりましたので、ただいまから、第2回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会ワーキンググループ各事業の在り方検討班」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですが、全員御出席となっております。

また、今回の検討会は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。本検討会ではこれ以後の録画・録音を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、議事に移りたいと思います。

以降の進行につきましては、新保座長にお願いしたいと思います。

○新保座長 皆様、おはようございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議事は「前回までのワーキンググループにおける指摘事項に関して」「居住支援のあり方について」「貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）について」です。

進め方といたしましては、まずは事務局から資料に沿って御説明いただき、その後、5名の構成員より、それぞれの取組等について発表していただきます。その後、発表者以外の構成員からも御意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○本多専門官 生活困窮者自立支援室の本多でございます。

それでは、早速資料に基づいて御説明させていただきます。

まず「前回までのワーキンググループにおける指摘事項に関して」という資料になっております。こちらについては、前回11月22日の初回の合同ワーキンググループ及び12月20日の第1回事業の在り方検討班における皆様からいただいた御意見のうち、今回、関連する資料を出せそうなものについて提出させていただいた上で、議論の参考にしていただきたいという位置づけになっております。

まず、自立相談支援事業の国庫負担基準額ということになっておりますけれども、こちらは生活困窮者自立支援制度における各事業の国庫負担・補助基準額・加算の体系図ということになっております。それぞれの事業について人口区分に応じた基本基準額をベースにいたしまして、その上に支援実績加算や事業の特性に応じた各種の加算を設けている体系になっております。

また、2番でございますけれども、生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度に

よる支援の必要性のアンケートの調査になっております。7割を超える自治体において、被保護者に対しても困窮法に基づく支援を必要と感じているという回答になっておりまして、特に日常的な家計面の支援ですとか、各種自立に向けた支援が必要という回答になっております。

また、生活保護制度と困窮制度の相互の連携強化に必要な取組としては、相互の制度理解の深化ですとか、個別ケースの共有といったところが重要という回答になっております。

7ページですけれども、こちらについては自立相談支援事業の就労支援、あとは就労準備支援事業について、利用者にどういった状態像の変化があったかという資料になっておりますが、初回の面談時と初回のプラン評価時を比較した際には、自立相談支援事業の就労支援、就労準備支援事業、いずれについても状態像が1の段階だったものが2以上になったり、2の段階だったものが3以上になるといった割合が高くなっております。

4番の資料ですけれども、こちらは前回の事業の在り方検討班の中でも、都道府県において公的職業訓練のメニューを設定しております地域訓練協議会について、例えば福祉部局の職員の方が参加されるなどして生活困窮者の訓練ニーズに応じた訓練プログラムの設定を進めていくべきではないかという御意見をいただいておりますので、まず、地域訓練協議会の概要をつけております。

その上で、9ページになりますが、昨年12月に厚労省の労働政策審議会人材開発分科会でこういった取りまとめがされておまして、その中では関係者ができる限り地域の人材ニーズについて共通認識を形成しつつ、適切な訓練コース設定及び学習内容を担保するために協働できる「場」が必要といったことも盛り込まれておまして、困窮の側からもどういった連携ができるかということを検討していきたいと考えております。

次の資料、5番になりますけれども、家計改善支援事業について、もう少し実際の効果を見える化できないかというお話がありまして、その関係の資料になっておりますけれども、3つの自治体に家計の利用者の声を聞き取っております。その中では、家計表を作成することによって節約して生活を変えたいと思えるようになったですとか、お子さんがいらっしゃる家庭の方については、夫婦で家計の現状を改めて理解することによって子どもに欲しいものを買ってあげられるようになったといった御意見ですとか、子どもの学習・生活支援事業にもつながったといった声が上がってきております。

11ページ、自立の相談に来た際に、家計改善支援事業が必要と思われるのだけれども、利用につながらないケースとして理由はどういったものがあるかという資料ですが、右側にありますとおり、本人が必要性を理解されないケースですとか、もともと自立に貸付けを目的として相談に来られている方で、貸付けが受けられたということで、それ以上の踏み込んだ家計支援を希望されなかったというケースが多くなっております。

7番ですけれども、こちらは人材養成の観点で、現行の研修体系という資料になっております。上の2つが初任者向けの研修ということで、国と都道府県それぞれでこういった

内容で実施をしております。初任者以外の研修として、左下にありますように、テーマ別研修や自治体の研修の担当者向けの研修といったことを実施しております。

13ページ、自治体コンサルティングとなっておりますが、こちらは特に就労、家計の2事業について、これから実施をしていこうという自治体向けに講師を派遣してコンサルティングを行っているものになっております。下の自治体の声にあります、実際に事業イメージを持つことができ、次年度以降の事業の実施につながったといった声がある一方で、一番下になりますが、事業立ち上げ後についても継続的な支援があるとなおよいといった意見が上がってきております。

8番になりますが、こちらは就労、家計に特に御意見がありましたけれども、支援員の方向けのスーパーバイズの仕組みが必要ではないかといったものに対応しております。平成30年の改正において、都道府県が行う事業としてこちらに書いてある内容を明確に位置づけておまして、その中で市町村支援として市域を越えたネットワークづくりを都道府県の役割として位置づけております。

実際に、15ページになりますけれども、例えば静岡県においては医師会に委託をすることによって相談員向けのヘルプデスクを設けたり、専門家による相談会を実施することにより相談員のバーンアウト防止の取組を行っております。同様の取組が東京都、京都府、鳥取県でも行われております。

9番の資料になります。こちらも前回の検討班の中で、困窮制度についても事業の利用者の声を事業の実施にフィードバックさせていくような仕組みが必要ではないかといった御意見がございました。今年度の調査研究の中で取っている利用者のアンケートになりますけれども、21ページ以降、相談前後の状態変化ということをつけておりますが、例えば状況の変化としては、貸付けを受けられた、住まいの確保・安定、体調がよくなったといった声が上がってきております。相談窓口の満足度としては、約8割の方が満足をしたと回答しております一方で、マル4になりますけれども、相談を通じて生活上の不安が解消したかということについては、若干ほかの問いに比べて満足度が低くなっているということになっております。

22ページ、生活状況の変化というところですが、相談前は「大変苦しい」が65%で最も多かったのですが、相談後は「やや苦しい」が大幅に増加していて、引き続き苦しいのだけれども、一部状況の改善が見られるということになっております。

それでは、資料2を御説明させていただきます。居住支援の在り方ということで資料を作成しております。この中では、困窮法に基づく一時生活支援事業、地域居住支援事業、住居確保給付金について、現状と課題ということで整理をしております。

まず、一時生活支援事業と地域居住支援事業における現状と課題になっております。7ページが実施状況になっておりますが、一時生活支援事業については35%の自治体での実施となっております。特に小規模自治体でなかなか実施が進んでいない状況となっております。

ます。また、従来、主な対象者として位置づけておりますホームレスの数の推移としては、年々減少しているものの、依然として約4,000人のホームレスが確認をされている状況になっています。

実施の状況として、約66%が委託による実施になっており、社会福祉協議会、NPO法人による実施が多くなっております。

事業利用者の特性としては、男性が約9割ということになっており、年代としては40代から60代の方の利用が多くなっております。

13ページ、平成30年の法改正により新たに創設されました地域居住支援事業の実施状況ということになっておりますが、こちらについては、令和3年度は27自治体の実施にとどまっております。9割以上が委託により実施をされておまして、こちらについても社会福祉法人や社団法人、財団法人、NPO法人といったところで多く実施をされております。

地域居住支援事業の具体的な支援の内容としては、15ページになりますが、入居支援と居住を安定して継続するための支援に分かれており、入居支援としては、住まいに関する相談、不動産業者・物件の紹介、入居契約等の手続といったところが中心になっております。居住を安定して継続するための支援として、個別訪問による見守り、安否確認といったところが中心になっております。

17ページ以降なのですが、こちらについてはホームレス以外にも含めた不安定居住の実態に関する資料をつけております。

17ページ、令和2年度の調査研究の中で、約4万人の方を対象に実施をしたアンケートによりますと、そのうち約5%の方が何らかの不安定居住の経験をお持ちという回答になっております。典型的な路上生活経験ももちろん一定数あるのですが、それよりも多いものとして知人・友人宅への同居経験、寮・社宅経験、ネットカフェといったところでの居住の経験があるという回答が出てきております。

19ページ、不安定居住の入り口、最初に不安定居住の経験をされた場所で見ると、知人・友人宅への同居、寮・社宅、ネットカフェといったところが多くなっており、路上生活というよりはこういったところを入り口として不安定居住になってきていることが見てとれるかと思えます。

20ページ、こちらについては、ホームレス概数調査と調査研究による不安定居住者からの住まいに関する相談を、それぞれ同じ自治体の中でどのようなものになっているかを比較しているものですが、ホームレス実態調査の中でうちの自治体にはホームレスは0人ですと回答してきているところにおいても、約57.2%の自治体については何らかの不安定居住者からの住まいに関する相談が来ている状況になっております。

22ページ以降、昨年7月から実施をしております「住まいの困りごと相談窓口」の相談の状況をつけておりますが、毎月100件以上の相談が寄せられております。男女比や年齢構成はこのようになっておりますが、幅広い年代からの相談が寄せられております。また、

相談される方の現在の居住場所としては、知人・友人宅、ネットカフェといったところからの相談も多くなっております。

25ページ、地域居住支援事業の事業効果と実施の課題を右側につけておりますが、実施に当たっての課題としては、対象者、対象となる利用者がいないといったところが多くなっております。

28ページ、一時生活支援事業全体の課題をつけておりますけれども、こちらについては、事業を実施していない自治体のうち今後何らかの実施予定があるというところは2.4%にとどまっております、実施する上での課題が右側になりますけれども、対象者が見込めないというところが全体として多くなっております。

一方で、29ページになりますけれども、ニーズ把握ですね。事業を実施していないところでどれくらい潜在的なニーズの把握を行っているかというところで、約半数の自治体が潜在的なニーズの把握は行っていないという回答になっております。また、潜在的ニーズ把握を行っているという回答している43.5%の自治体についても、主にホームレス実態調査により把握をしているという回答になっておりまして、なかなかホームレス以外の不安定居住者がどれくらいいるかというところの把握までは進んでいない状況が見てとれるかと思えます。

次に、住居確保給付金の関係になりますけれども、33ページのとおり、コロナ禍において各種要件緩和などを行いまして、それもあって、令和2年度については元年度との比較で約34倍の支給ということになっております。

これらの状況を踏まえまして、居住支援の検討の視点をつけております。一時生活支援事業、地域居住支援事業の在り方としては、現状・課題のところ、実施率が全国で3割程度となっており、特に小規模自治体において実施を進めていくための方策をどのように考えるか。2つ目で、ホームレス以外の不安定居住者に対するアウトリーチをどのように進めていくか。3つ目で、一時生活支援事業をやっていない自治体においても何らかの住まいの問題は一定数あるということで、そういったところでの住まい支援をどのように考えるかといったことを書いております。

次に、住居確保給付金の関係については、コロナで様々な特例を講じているところですが、コロナ後も見据えてどのような対応が考えられるかを書かせていただいております。

最後に、子どもの学習・生活支援事業の関係を説明させていただきます。

4ページ、概要になっておりますけれども、平成30年の改正の中で、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供といった、特に生活面での支援を強化しているところでございます。

6ページ、実施の状況です。こちらについては64%の自治体で実施をされておまして、7割が委託により実施をされています。社会福祉協議会やNPO法人での実施が多くなってお

ります。

利用人数としては、令和2年度は特に新型コロナの影響もあって、令和元年度と比べて大幅に利用者が減っております。こちらの事業については、生活保護世帯の子どもも対象にしている事業でございまして、約3分の1が生活保護世帯の子どもの利用になっております。

事業の実施の内容としては、学習支援についてはほぼ全ての自治体で実施をされているのですけれども、生活支援、教育・就労支援といったものはこのような割合での実施となっております。それぞれの支援の内容として、教育及び就労に関する支援としては、進路選択や進学に関する情報提供、子どもに対する生活支援としては、居場所の提供、日常生活習慣の形成、保護者に対する生活支援としては、養育に必要な知識の情報提供、自立相談支援機関や各種支援策の情報提供・利用勧奨といったものが中心となっております。

11ページ、子どもの学習・生活支援事業以外の他省庁や他部門の学習支援を行う事業との連携の状況となっております。一例として文部科学省の「地域未来塾」ですとか、あとは「ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業」といったところを書いておりますけれども、ひとり親事業との一体実施については65%の自治体で一体的な実施が進んでいる一方で、その他の「地域未来塾」ですとか、自治体独自の学習支援といったところとの連携はそれほどまでには進んでいない状況になっております。

14ページ、この事業を実施していく上での課題としては、対象となり得る子どもが一定数いるものの、利用につなげることが難しいといったところが多くなっております。対応するために考えられる方策としては、送迎手段の確保、学生ボランティア等の確保というところが多くなっております。

こちらについても17ページで検討の視点をつけておりますけれども、現状・課題として、着実に実施率が増加をしているのですけれども、特に3万人未満の小規模自治体での実施率が低いので、どのように実施率の向上を図っていくかですとか、生活支援について、まだ一部の自治体で実施がされていないといったところで、どのように進めていくか。3つ目、この事業については独自の研修はございませんので、他団体の取組やノウハウを知る機会が現状ほとんどないというところで、そういった場が必要ではないか。最後、4つ目ですけれども、さらに省庁や自治体が独自に実施をしている学習支援事業との連携が必要ではないかといったことを書かせていただいております。

事務局からの資料の説明としては以上になります。

○新保座長 本多専門官、ありがとうございました。

続きまして、これより構成員の発表に移りたいと思います。

本日は「一時生活支援事業の在り方」を中心に立岡構成員、「貧困の連鎖防止の在り方」を中心に青砥構成員、また、各自治体・団体の取組や制度全般に関する御意見等を中心に坂入構成員、鈴木寛之構成員、村木構成員より発表していただきます。



発表の順番ですが、青砥構成員、坂入構成員、鈴木寛之構成員、立岡構成員、村木構成員の順にお願いいたします。なお、鈴木寛之構成員の発表が終わりましたところで、5分ほどリフレッシュタイムを入れたいと思います。

発表時間につきましては、御自身の発表と本日の事務局の説明に対する御意見を併せて15分以内にお話しいただきたいと思います。14分で1回、15分で2回ベルを鳴らしますので、2回目のベルが聞こえましたら、お話をまとめていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、そちらも参考にさせていただきまして、進行に御協力をいただければ幸いです。

それでは、青砥構成員、どうぞよろしくをお願いいたします。

○青砥構成員 おはようございます。

では、始めさせていただきます。私は、さいたまユースサポートネットという、さいたま市を中心にして子どもの孤立、貧困を課題としている団体の代表です。それから、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会の代表もしております。

少し自己紹介をここに書いております。これは割愛させていただきます。

最初に、コロナ禍の2年間ということなのですが、このコロナ禍で非常に子どもたちが、特に困窮する格差に苦しむ世帯の子どもたちが困難を抱えているというのは、これは皆さん御存知、共有されていると思いますけれども、不登校の子どもが19万6000人になったこととか、自主休校が4万人に増えた、自殺者も不安を抱えて生きる子どもたちが非常に増えて499人、これは2020年、令和2年の記録ですけれども、この2年間というのは親の経済力が子どもの学力と健康に非常に大きな影響を与えることが可視化された時代であると、これからの歴史にも刻まれたと私は思っております。

私どもの団体の中には、全国のNPOを中心とする団体が加盟しておりますけれども、北海道から沖縄までございます。例えばコロナの間でもオンラインの支援でアウトリーチの限界をカバーするとか、対面をカバーする、対面とオンラインと可能な限りアウトリーチをする、そういう活動を続けてきた団体もございます。

私どもの団体で、今、対応している子どもたちの状況をざっくり申し上げますと、外国人の子どもたち、ひとり親の子どもたち、いわゆるヤングケアラーの子どもたち、不登校の経験がある、児童養護施設を経験した子どもたち、家族を失った子どもたち、そういう子どもたちが多数私どものさいたまユースにも来ておまして、それぞれ非常に重い課題を抱えて生きている。これは個別に紹介はできませんけれども、そういう子どもたちがこのコロナの時代にどういう生き方をせざるを得ないか、強いられているかというのは考えていく必要があると思っております。

日本社会全体でいうと、貧困と少子化が同時進行をしている。特に子どもの総数はざっくり17歳以下で2000万人おりますけれども、相対的貧困と言われる、これは非常に難しい概念ではありますが、これを国民生活基礎調査のデータを基に厚生労働省のデータを使い

ますと約300万人、そのうち生活保護を受けている子どもはその10分の1でしかまだないということで、この子どもの貧困対策をどういう形で進めていくのが、この社会の課題だろうとっております。

子どもの貧困対策推進法が2013年に成立いたしましたして、2019年にこれが改定、実施されております。ただ、きっかけや意義はそれぞれいろいろな研究者の論文がございますけれども、幾つかの課題だけ申し上げておきます。子どもの貧困対策推進法の内容では、日本の富の再配分のシステムに、十分それに影響を与えることにはならないのではないか。自己責任や自助を克服する論理ではないのではないか。数値の多くは一般教育制度の成果指標にとどまっているのではないか。貧困対策大綱では、将来社会を支える人材育成ということで、労働市場向けで人権に十分な配慮がされていないのではないか。公助よりも自助、共助が強調されているのではないか。それから、子どもが非常に気になるのは、主要な柱が「教育支援」でしかないのではないかという批判もございます。ただ、子どもは教育支援の現場で活動しておりますけれども、そこでこの私たちさいたまユースの活動自体を見ても、地域社会の中でどのようにソーシャルキャピタルを積み上げてきたか、それをコモンズ、要するに、地域共生の手段として、場としてどのように我々がつくってきたのかを見過ぎすべきでないと思っております。これは後ほどまた申し上げます。

多様な困難を抱えた子ども・家族支援における論点ですけれども、大きな視点でいうと、家族の貧富で子どもの人生に格差があってはならないという、我々はこれは社会の公正という点から見ると非常に大事な視点だろうと思えます。公正な社会を維持するためには「再配分」と子どもの発達にとっては「承認」を得られる場がどうしても必要と。これは本来学校が最大の社会資源であることは間違いがない。ただ、学校だけで十分ではない子どもにとっては、社会における、地域におけるそういう場所が学習支援を中心としてあるのが、どうしても必要になると思っております。それから、コロナ禍でシングルマザーの世帯、大学に行かない家族、そういうシングルマザーの世帯が非常に直撃を受けたというデータについては、東京大学の教育学研究科の調査などでもこれはございます。これを参考にさせていただければありがたく思います。

これは先ほど申し上げました。

これは少し飛ばさせていただきます。

今、私たちの学習支援の事業というのは、御存知だとは思いますが、これは全国で行われている一般的な風景だと思います。ボランティアの学生たちを中心にして元教員や学生たちが1人か2人の子どもたちと向き合いながらいろいろ支援をしていく。それが週1回だったり週2回だったりしますけれども、学校と同じようなことができるということはありません。ただ、学生たちがロールモデルとなって子どもたちを支える、いいお兄さんやお姉さんとなって支えるというやり方をして、子どもたちには非常に自己肯定感を高める、レジリエンスの意味を持たせる、そういう活動になっております。

貧困からの根源的な自立というのは、レジリエンスという概念はよく使われますけれども、中高生にとっては学び直しの場合であり、意欲の再生、学びたい、仲間をつくりたいという人間としての根源的な欲求であると思います。そういう場である。ボランティアにとっても社会的・人間的多様性を認識する場であり、公共空間の創造につながる。親たちにとっても子育て相談やリーガルリテラシー、外国人の親たちにとってはとても大きな場になって、地域社会の仲間入り、孤立からの解放という機能を持つ場があります。

これからの学習支援・教育支援の在り方について少し申し上げますと、学習支援は対象地域の子どもや家族を利用者とする事業であります。ですから、地方公共団体をはじめとする様々な連携が必要となります。ただ、今、問題となっているのは、先ほど御紹介もありましたけれども、子ども・若者支援制度の市場化と私は考えておりますが、その市場化によって事業が劣化するのではないかという危惧も持っております。事実、生活困窮者自立支援法の学習支援は553団体が747の事業を担当して、それは社会福祉法人だったり、NPOだったりするのが多いということは間違いがありません。ただ、その中で最近急増しているのは民間企業でありまして、民間企業さんが悪いということでは全くありません。非常に地域で頑張っている民間企業もごぞいますけれども、ただ、1社が80か所を担当するというのも、今、そういう現象が起きておりますので、それはいかなものかと思っております。そこで、地方公共団体にとって、コミュニティ政策という観点から、地方公共団体の推薦の有無であるとか、当該地域でどう活動してきたか、それを「地域要件」として事業者を決めていくということも必要になってくるのではないかと思います。

そういう活動がソーシャルキャピタルの形成、先ほど積み上げと申し上げましたけれども、地域づくり、持続的な活動、子どもの居場所の確保という観点からは、そういう視点が必要になるのではないかと思います。子どもにとって居場所というのは、コミュニケーションを「ともに分かち」という関係性を育てる場であり、子どもたちは身体ごと互いに息づかいを感じて、子どもの目で世界を見ようとする。そこで大切なことは身体を丸ごと感じ取れる「じか」の距離、私はこれを「論座」という雑誌に論文を書きましたけれども、学校や家族という帰属できる場を持たない子どもや若者たちが最低限人間として承認される場が必要です。避難や承認、安心・安全だけではない。多様性の認識、要するに子どもたちが関係性を育て育つ場でなければならない。そういう場が居場所であると私は定義をしております。そういう場をつくっていく、これは地域政策として必要なのではないかと考えます。

生活困窮者自立支援事業の予算の問題について、少し述べさせていただきます。これは令和3年度では全体的に生活困窮者自立支援法の事業は550億円と聞いております。学習支援事業は約40億とこれも聞いております。ただ、問題は、他の任意事業の国負担が3分の2ということに比較をして、学習支援事業は現在2分の1で、利用者は6万人弱、ただし、今年は3万5000ほどに減っておりますけれども、コロナの問題が影響していると思っております

が、年間開催50回から100回を行うという大きな事業で全国で行われています。予算の少なからず全国に波及しない、まだまだ増えない、安定した事業にもう一つなり切れないというところに課題があると思います。

先ほど市場化ということをお願いしましたが、見ていただいたら分かりますが、このブルーの部分が企業さんが増えた部分、ここ5年間でNPOはほとんど増えておりません。そういう現状も見ていただければと思います。

学習・生活支援の今後に向けてなのですが、私は事業目的を再定義していく必要があると思います。貧困の連鎖を学力支援のみでとどめるのではなくて、子どもや保護者、それから、多様なニーズへの包括的な対応と地域づくり・ネットワーク形成をきちんと目的に据えることが大事だと思います。その意味で、この包括的な子ども支援ということで、ぜひこれを複数年の事業にさせていただけないかということが一つです。委託を毎年プロポーザルをするという、全国で若い人たち、北海道でも沖縄でも元教員という団体ももちろんございますけれども、若い大学の教育学部を出たり、福祉の勉強をして学習支援の世界に入ってくるという、社会をいろいろ考えながら入ってくる人たちがたくさんおります。そういう若者たちにとって、ぜひ複数年の事業にさせていただけないかというのが一つです。ですから、ここには1番から6番まで書いておりますけれども、そういう学習支援、特に一番下の支援資源の拡大というところでは、点と線よりも面というところにどんどん拡大をしていただけないかと。特に高校中退防止なども、定時制、通信制高校への訪問を我々はやっておりますけれども、そういう活動も必要かと思っております。

私たちは今、さいたま市で堀崎モデルとして自治体、地方議員、学校、保育園、社会福祉協議会、生活保護の民生委員さんたち、そういう団体を巻き込んで地域でローカルコミュニティという活動も始めております。

最後に、この地方公共団体のこれからの役割ですけれども、私は持続可能な活動にするためには、支援事業をコミュニティーの共有財にしなければならないのであって、市場化はそのような地域社会の共有財を毀損することになるのではないかと考えております。

長くなって大変失礼しました。ありがとうございました。

○新保座長 青砥構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、坂入構成員、よろしく願いいたします。

○坂入構成員 茨城県庁の坂入と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、生活困窮者自立支援の在り方について、今回の検討会資料1、スライド14にも記載されております、市町村支援として期待されている都道府県の役割である任意事業実施に向けた働きかけ、広域実施に向けた調整、人材養成研修等の実施、社会資源の広域的な開拓の取組の項目から発表させていただきたいと思っております。事務局の説明に対する意

見と併せて15分程度説明させていただきます。

まず初めに、茨城県の基本情報になります。人口は約285万人で、市町村数は32市と12町村で計44市町村になります。自治体数は33自治体になります。困窮者事業では、県が所管している12町村について、管内4つの福祉事務所直営で実施しております。主な任意事業の実施状況は表に記載のとおりですが、当県では任意事業の実施率が本当に全国でも最下位のほうでした。令和2年度のモデル事業を経て、令和3年度からは広域実施に取り組むことによって、実施率は大きく向上しました。今年度も令和4年度の完全実施に向けて、未実施自治体への働きかけを進め、何とか全自治体で実施できる見込みとなっております。この後は、これらの任意事業の実施促進を通して県で取り組んだ自治体支援について発表させていただきます。

まず、任意事業の実施に向けた働きかけです。当県ではスライドにある令和元年度から令和3年度より前から任意事業の実施に向けた勉強会を開催するなど、実施促進に向けた働きかけを行ってきました。しかし、なかなか実施率は向上せず、そこで令和元年度は自治体版アウトリーチとも言うべきでしょうか、管理職と担当で任意事業実施市を含む32市のうち31市、ほぼ全市を訪問して、各市の担当課長あるいは事業担当者と話をしてきました。その中で、既に事業を行っている自治体からはどのように予算化をしたのか、また、未実施の自治体からは何が任意事業の実施の課題となっているのか、両自治体共通の内容として県に期待する支援等について聞き取りを行ってきました。その後勉強会を行い、改めて各市担当者から任意事業実施に向けた意向を確認しましたが、予算化が難しい、対象者がいないなど、現状は厳しかったです。

その後、広域実施を実施している奈良県への先進地視察を経て、令和2年度にはコロナ対応として任意事業未実施市の対象者を受け入れるため、国のモデル事業10分の10の事業も活用しつつ、検討会を開催し、本格的に広域実施に向け取り組んできました。

その結果、令和3年度は就労準備支援は13市、家計改善支援は8市、広域実施に参加いただくことになりました。広域実施を開始して実施率を上げるだけでなく、全自治体が目標でしたので、令和3年度は引き続き未実施市全市を訪問して働きかけを行ってきました。

とにかく各市の担当課長あるいは事業担当者の方に、これならばできるというイメージを持っていただきたかったので、このようなポンチ絵を作成し、検討会でも示してまいりました。

次に、広域実施に向けた調整等を発表させていただきたいと思います。スライドには、任意事業実施に向けた準備期、開始期、支援期の各段階に分け、それぞれの課題と対応について整理してみました。任意事業の実施率を上げるだけでは、ただ単に都道府県の自己満足になってしまい、意味がありませんので、必要な方に必要な支援を提供できてこそ、この事業は意味があると思います。広域実施開始後も広域実施参加自治体を全市訪問し、

また、利用促進のため自立相談支援機関のアセスメントの段階から委託業者に積極的に関わっていただくなど、様々な角度からアプローチをしています。さらに、広域実施運営会議を定期的開催する際には、広域実施の参加自治体だけではなく単独で実施している自治体も巻き込み一緒に事例検討を行うなど、県全体のボトムアップも図っています。

これらのスライドも、とにかくイメージを持っていただいて、これだったら利用できるというところを考えていただくためにポンチ絵等も作成しました。特にここに記載のある下段の支援員の一時的利用については、積極的に今年度は実施していただいているところ です。

次のスライドは、就労準備あるいは家計改善支援の支援方針期間と通算利用期間の在り方検討会のデータを引用したものになります。これらを見ると、支援方針は5か月あるいは半年以上と長期間を見込んでいましたけれども、実際の通算利用期間は、家計改善支援で言えば約4割が5か月以下、準備支援に至っては約7割が6か月以内となっています。これらは様々な要因はあると思いますが、任意事業の対象者は長期間の利用を想定しておりますが、制度や事業があっても利用できないということではなかなか進んでいきませんので、もう少し個々の状況に応じた柔軟な利用の仕方を考えていくことも必要かなと思っています。

次に、人材養成研修等の実施についてです。当県では、後期研修が都道府県で実施されることとなった令和2年度より前倒しで、令和元年度から研修企画チームを立ち上げ、研修に取り組んできました。令和元年度は主任相談支援員や相談支援員、就労支援員、家計改善支援員の研修など幅広く取り組んできましたが、コロナの影響もあって、令和2年度は必要最低限の研修である相談支援員あるいは主任相談支援員等の研修であるもののみしか実施できておらず、講義をYouTubeの限定公開で実施し、演習もオンラインで実施しました。しかし、演習についてはやはり集合型がいいですというお声を多くいただいたので、今年度はコロナの感染状況も見ながら集合型で演習を実施しました。顔の見える関係をつくるためには、任意事業の各市訪問もそうでしたけれども、直接会って名刺交換をしたり、そういったつながりをつくることの重要性を改めて感じました。

次は、社会資源の広域的な開拓についてです。当県では、令和元年度に各市を訪問する中で、家計改善支援のイメージはつくが、就労支援のノウハウがないとの声を多くいただきました。これも国の10分の10の事業である就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業を令和2年度から行っています。事業の中では、体験先の開拓をはじめ、業務切り出しの提案、マッチングの実施、初回利用時の同行等の支援を委託先をお願いしています。

これらが事業のスキームになります。自立相談支援機関の方にこういう手続であればできるといったものをイメージしていただきたかったので、こちらも改めて作成しています。スキームとしては、委託業者から定期的の開拓先の実施状況報告を県にいただき、県から各自治体あるいは自立相談支援機関に情報提供をしております。その中で、活用が見込ま

れる事業所については、委託業者の方と自立相談支援機関あるいは自治体の方と連絡を取り取り取りしていただいて、積極的にこの事業を活用いただくよう進めています。また、この社会資源の開拓については、委託業者さんだけが幾ら足を運んでも難しいところがありますので、広域実施の運営会議等の中でも各自立相談支援機関あるいは自治体の方にも広く声をかけて一緒にやっていくというところも提案しています。

困窮者支援の中で、就労支援は多くの自治体が抱えている課題です。厚労省のデータにも出ているかなと思うのですが、特にその中でも就労体験は、対象者の方の就労支援の中で最も重要な内容と考えています。令和2年度から毎年事業所見学会を開催し、各自治体や自立相談支援機関の方にイメージを持っていただき、企業が求める対象者や支援者の関わりについて説明いただいています。とにかく幾ら県でやってくださいとお願いしても駄目なので、支援員の方に、よし、これならばできるぞという働きかけをあらゆる方面から実施しております。

最後に、都道府県の立場から4点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。まず1点目ですが、任意事業の必須化と補助率の引上げです。管内全市を訪問する中で任意事業が進まない理由として必ず言われるのが、予算化が厳しいということです。たとえ国10分の10の事業でさえも、必須事業でない限り財政当局から認められないといった声を多くいただいています。コロナの影響もあり、自立相談支援の利用が増加する中で、出口支援である就労準備と家計改善支援事業のニーズはますます高くなっていると思います。任意事業の必須化と補助率を3分の2から4分の3へ引き上げることはセットだと思います。

2点目は、適切な人員配置と任意事業の柔軟な利用です。これも訪問する中で分かったことですが、多くの自治体でこの困窮事業は生活保護の2番手で、自立相談支援機関を直営で行っている自治体では、相談・就労支援員の業務を会計年度任用職員が担うところも少なくはない状況です。正規職員と比べると、勤務時間や日数などで制限を受けることも多く、やりたい事業や支援があってもなかなか実現することが難しいという声も多くいただきました。任意事業の利用が進まない理由として、自立相談支援機関がもしかしたらうまく機能していないということも考えられます。自立相談支援機関への相談が増加する中で、適切な人員配置を行うための予算措置や配置基準の設定、見直し、任意事業のより柔軟な利用が求められるところです。

3点目は、個々の状況に応じた適切な支援機関へのつなぎです。自立相談支援機関に寄せられる相談の対象者が抱える課題は、コロナの影響もあり、増加し、より複雑化しているというデータも出ています。もはや自立相談支援機関だけで解決できる問題はほとんどないと考えられます。支援会議をうまく活用し、早い段階から支援機関同士が情報共有を行い、アプローチをする、また、対象者の転居に伴う自立相談支援機関の移管のルールを設けることなども一つと考えられます。実際に一時生活支援事業を当県でも利用する中で、何とか就職が決まって終わった後、しばらくするとまた同じような状況で居場所が分から

なくなってしまったといったケースも見受けられます。

最後に4点目、顔の見える関係です。相談が来るのを待つだけではなく、自らアウトリーチし、相手の考えを聞き、自分の考えを伝える、かなり時間と労力がかかりますが、これ以上の方法はないと思っています。実際に当県も令和元年度に当時は厚労省の佐藤さんや平野さん、高石さんに積極的に来ていただいて、直接話をし、情報交換することで任意事業が進んできました。特にコロナ禍でオンラインが望まれています。支援員の研修でもそうだったように、直接会うことの重要性を改めて感じています。

以上が茨城県の発表になりますが、続けて、本日の事務局に対する意見も少し述べさせていただきます。

1点目は、資料1のスライドにある生活保護と生活困窮者の連携になります。生活保護受給者に対する困窮制度の支援の必要性は約75%ある一方で、前回検討会の資料では令和2年度中に生活保護から困窮に移行したケースがあるという自治体は4分の1の25%という報告がありました。自立相談支援事業を直営で行っている自治体であれば、査察指導員が主任相談支援員を兼務するなど、生活保護と困窮者支援の連携はスムーズであると思います。一方で、自立相談を委託で行っている場合は、このつながりが非常に課題かなと思います。県の発表でも申し上げたように、支援会議を積極的に活用し、移管の仕組みを考えることが必要であると考えています。

2点目は、一時生活支援事業についてです。当県でも一時生活支援事業の実施率は全国と同様に約30%と低い状況になっています。今回の検討会の資料にもあるように、自治体コンサルの実施件数も令和2年度、3年度は0のようですので、ほとんど全国的にも進んでいないのではないかと思います。利用ニーズもなかなか把握することは難しいですが、家庭不和あるいはDV、孤立対策など、より柔軟な対象者の方の利用を考えることで、必要性が高まると思います。

3点目は、学習支援事業についてです。青砥構成員の発表にもあったように、学習支援事業はNPO法人をはじめ、民間の教育機関など幅広い方が従事されています。一方で、対象者の方あるいは御家族の方は経済的困窮だけでなく、虐待など複合的な課題を抱えています。令和元年度には事業者の方向けの研修を行いました。県としてもなかなか今はできていない状況です。

最後に、一番頑張っているのは対象者の方であり支援員の方かなと思いますので、この方々が輝けるように、県としても精いっぱい取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○新保座長 坂入構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、鈴木寛之構成員、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木（寛）構成員 豊島区福祉総務課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

現在の私の状況なのですが、住居確保給付金、それから、新型コロナの支援金に続いて、



住民税非課税世帯への10万円を実施しております。非常に忙しい毎日送る中、いろいろ御連絡いただくのですが、対応できない状況もありまして、この場を借りて謝らせていただきます。すみません。

また、今日の発表内容なのですが、私が構成員としてお役に立てることは、豊島区を取組を通じて特に都市部で何が起きているかを皆様にお伝えすることだと思っております。ですから、これから内容を発表させていただきます。配付済みの資料の内容の一部を変更しております。今日見ていただくものが最新のもので、御了承ください。

それでは、豊島区の概要です。人口は大体28万人です。人口密度が全国で一番高いという、狭くて人が多いという区でございます。

次のページをお願いします。こちらが生活保護の状況です。最新の状況ですと、令和4年1月、上の世帯員のほうが6,525人で世帯数が5,980世帯ということで、徐々に減ってきている。今回のコロナ禍においても、微減ではありますが、減り続けている状況であります。こちらのほうは生活困窮者の制度をうまく生かしているという御意見もいただいて、本当に毎日頑張っておりますが、その方の可能性、本人の意向を十分酌み取って丁寧に対応すると、もちろん本人が生活保護を受給したいと言ったらすぐさまおつなぎするというような体制を整えている成果かと思っております。

おめくりください。ここから大体内容を割愛させていただきます。右上のスライドページの5ページをお願いします。現在の受託事業者の体制でございます。必須事業、相談支援が社協さん6人、そして、就労支援、ここは切り分けておりまして、就労専門で支援する支援員が3人とそれぞれ配置されております。

次のページをお願いします。令和2年度の実績であります。相談対応延べ件数が毎月1,000件ちょっと超すぐらいです。新規相談者数は500件を超すぐらい、利用申込者数は460件ぐらいというところでありまして。これらを6人の相談員、就労支援員3人、ここがメインとなって対応しているというところでありまして、非常に体制が厳しいです。特にこのコロナ禍においては、もうさばくので精いっぱいという現状があります。後ほどまた具体的に説明させていただきます。

飛びまして、9ページを御覧ください。特にコロナ禍において変化のあった事業であります。これから御紹介するのが生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金、3つ目が支援金、4つ目は豊島区の強化しているところで、福祉包括化推進体制の構築というところ。5つ目が一時生活支援事業、この内容を御紹介いたします。

次のページをお願いします。生活困窮者自立相談支援事業なのですが、令和元年度、2行目の数値と、令和2年度、令和3年度の数値を比較した表になっております。令和2年度というのは、どの数値を見ても非常にもう住居確保給付金などは33.8倍に跳ね上がっているわけです。現在の状況は、徐々に内容は落ち着いてきまして、全相談者としては元年度の3倍ぐらい、新規相談者は1.3倍、延べ対応は1.8倍、住居確保は13.6倍等々となって

おります。この状況を落ち着いてきたと言えるところが、令和2年度がどれだけ大変だったかということなのですが、相談者の特徴としては、高齢者、外国籍の相談者が増えていると。皆様のイメージどおりであります。あとは豊島区は飲食業が多い地域ですので、自営業者の相談者が急増しているところです。特に50代、60代の相談者が現在増え始めているというところをどう捉えるべきかというところは、皆様にお伝えしておきます。

次のページを御覧ください。住居確保給付金です。令和2年度、令和3年度とありますが、一番気になるのは、現在、令和2年度と比べて離職者の数、割合がここに来て増えている現状があります。今のところ、今年度は休職が57.3%、離職が42.7%というところで、本当に離職した後の挽回というか支援というのは、非常に本人も苦労が要りますし、我々もなかなか難しい状況があります。ですから、いかに離職する前に下支えしてあげるかというところを現場で考えております。

次に、右上のスライド番号の14ページを御覧ください。支援金のほうです。支援金は皆さん御存じのとおり、社協の貸付け等々を利用した方、終了した方、支給のあった方が利用するものですが、日本国籍と外国籍の方もほぼ半々の利用状況になっております。見づらいかと思うのですが、実はこの左下のところに1580分の338、20%ぐらい、この支援金と住居確保給付金の両方とも利用した方の数値が示されております。つまり、何が言いたいかというと、家賃も払えない状況、そして、生活費もなかなかままならないという人が、決定的にそういう状況になっている人が、全相談者の中の5人に1人いる。これが今後どう我々が挽回できるというか、生活保護をうまく利用しながら、もちろん御本人様の意向もあります。ただ、その辺をうまく伝えながら、何とかその方に対してできることはないかというところを見いだす、非常に難しい状況に来ているというところだけはお伝えしたいと思っております。

続いて、右上の17ページを御覧ください。福祉包括化推進体制の構築であります。平成26年から私はこの部署に着任しまして、一生懸命、横の連携、複合的でなおかつ複雑化する相談、1課では到底対応できないような相談が増えてくる中で、関係課を横のつながりでつなげながら何とか相談対応できないかということを探索してきました。ただ、出た結論としては、もう無理だということなのです。というのは、仲のいい職員さんがそこにいて、その方がいる期間は関係が密にできるのですが、さて異動になってしまうと、また一から立ち上げ直さなくてははいけない。これがもう何年も続きました。あとは、それぞれその相談はうちの本来業務ではないからと突っぱねてしまうというところを一生懸命相談はするのですけれども、なかなか受け入れてくれない状況が続きました。

そこで、次のページを御覧ください。これまでの支援体制、今、申し上げたとおりです。一方通行、横のつながりもなかなかできない、それをこういういろいろな多角的な視点からつながっていける方法は何かというところで考えたところ、次のページを御覧ください。実は人事発令ですね。もう組織的に変えていただくということで、こちらは関係課の相

談窓口のある係長さんを自立促進係長として人事発令する、兼務の発令をするという取組を行いました。そうしましたところ、もうこれで本来業務だということで意識づけがされてきて、非常に今、連携がうまくいっております。毎月1回定例会がありますが、それ以上に打合せ等々も行って相談対応に臨んでいるというところがあります。

次のページです。こちらは人事表なのですが、一番下の住宅相談、こちらも今はコロナ禍での相談は非常に住宅系が多いので、まずは福祉総務課に住宅課の相談を入れました。なおかつこちらの係長さんたちは全員兼務発令をしているというところで、どんな内容が来てもワンストップで対応できる体制を整えました。

時間の関係が来ましたので、25ページ、まとめのところに入らせていただきます。皆様にぜひお願いしたいという訴えのところですが、まず1番目、自立相談支援事業についてというところで、今回のコロナ禍で都市部と地方部は、お友達がいるのでお話を聞くのですが、やはり違うなど、人員体制の逼迫度が全然違うなどというところを感じました。

そこで、地域の規模や支援決定件数等に応じたインセンティブ、これを4分の3以上の手厚い補助の下で何とかそういう体制をいただきたいと思っております。コロナを経験して、この相談窓口は非常に意味のある窓口だと改めて思いました。なぜかといったら、生活困窮者に対して丁寧に人の支援ができる窓口なのです。これは人員をしっかりと整えなければ、逆に言えば、さっき言ったようにさばくだけになってしまうということで、何とか頑張れば頑張っただけ損をするという仕組みから、頑張れば頑張るほど報われるのだという仕組みに変えていただきたい。4分の3といいますけれども、4分の1は持ち出しになってしまうのです。だから、人をどんなに当て込んでも4分の1ずつ持ち出しが増えてしまう。そうすると、財政当局の説得はもうほとんど難しいです。ですから、何とか制度上認めていただきたいというところ です。

適正人員数を定めると書きました。前回、いろいろな議論もありましたように、相談員1人当たりの支援者数を制度として定めていただきたい、質と量をちゃんと読み取っていただきたいというところ です。ここは単なる例です。うちで当てはめるならば例えば新規相談件数900件あったとしたら、1人頭900件だと定めたならば、これを日で割っていくと1人3.75件になるなど。これプラスアルファ数にならない相談なども来ますので、そうすると5～6件というところでほどよいなどか、何か現場の意見を取り込んでいただきながら適正な人員数を定めていただきたいというところ があります。

あとは相談支援員の地位確立とありまして、これは私が言う立場ではないのですけれども、コロナの3回目接種などがありますね。そうすると、この困窮窓口の支援員さんこそ早く打っていただきたいと思ってしまうのです。ですから、エッセンシャルワーカーと皆さんそう思っているとはいえ、何か社会的な認知というか、そういったものを高めていただきたいというのが願いです。

住居確保給付金です。これはもうほとんど制度利用は終わっている方もいます。ですか

ら、民間住宅のさらなる活用を今後豊島区としても目指していく。空き家対策ですね。この辺をうまく連携しながら対応していきたいと思っています。

次のページを御覧ください。家計改善支援事業、こちらはコロナで一番重要だと気づかされた事業です。昨日、テレビで見てたら、1000万円以上ためる人は週に2回以内の買物らしいです。何か特徴があるらしいですね。それを聞きながら思ったのです。週に2回以内の買物で収まるということは、それだけ1週間を計画しているということですね。家計は自分で自然に計画的になれる、そういったすべを相談者さんに与えられたらと思っています。もういいかげん、この家計改善、それぞれの独自の工夫ではなくて、計画的になれるようなすべを専門家の方々に見いだしていただいて、ぜひ現場に落とさせていただければと思っています。

あとは、一時生活支援事業についてです。女性の支援策が非常に少ない。先ほどの国の発表でもあったように、女性の相談者は男性の割合より全然少ないです。何でかといったら、女性はどうせないと思って来ないのです。もしくは女性センターのように携帯などを取り上げられてしまうというところで、来ないのです。ですから、もっと女性に柔軟に対応できる施策を御用意いただきたいと思っています。

おめくりください。最後、青砥先生のお言葉があったように、子どもの学習・生活支援事業です。私がケースワーカーだったとき、一番これは大事だなと思ったのです。その心を忘れかけていました。一番長い目で見たら、この子どもの学習・生活支援事業が今後の負の連鎖を断ち切るという意味では非常に重要な事業だと思っていますので、この辺もいろいろな事業がまたがってしまっていて、実際にやっている人は同じと、すみ分けられていない状況を何とか打破していただきたいと思っています。

すみません。延長しました。以上です。

○新保座長 鈴木寛之構成員、どうもありがとうございました。

それでは、3名の構成員の発表、報告が終わりましたので、ここで5分ほど休憩を取りたいと思います。11時16分から再開したいと思いますので、皆様、16分になりましたらまたお戻りください。ありがとうございました。

(休 憩)

○新保座長 皆様、時間になりました。御準備はよろしいでしょうか。

それでは、後半の発表になります。

立岡構成員、よろしく願いいたします。

○立岡構成員 皆さん、こんにちは。よろしく願いします。

一時生活支援事業の在り方ということで、今回これに特化した形でお話しさせていただければと思っていました。

本日お伝えしたいことということで、団体概要はさらっと言います。実際にはもう一時生活支援事業をやっているの課題点をきちんとお伝えできればと思っています。3番目は時間があつたらで、その他とさせていただければと思っております。

まず、今回はワンファミリー仙台という団体の理事長という立場で、一時生活支援事業の課題点みたいなものをお伝えできればと思っています。そんな中、実際には宮城県や仙台市、その他、市のところから委託を受けて一時生活事業をやっています。そのほかに総務課の自殺対策の予算を活用させていただいたりして女性のシェルターであるとか、そのほか、内閣府の男女共同参画なのかな、DVシェルターといった部分も一定県と連携させていただきながらやっています。そのほかに保護受給者のための日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所、保護観察所から委託を受けた自立準備ホームであるとかといった形で、まさに住まいに関する支援を中心にワンファミリー仙台をやっています。写真はこんな感じですよというところなんです。先日、唐木さんとかにも来ていただいたりして、見ていただいたところもあろうかと思えます。自立相談支援もパーソナルサポートセンターという事業所でやっていますということと、居住の相談があまりにも多かったので、被災者の転居支援から始まったのですけれども、その中で自分も不動産屋さんになったということなので、何足かのわらじを履きながら実際には支援活動をしているということなんです。

実際に令和2年度、令和3年度、ワンファミリーのいわゆる住まい、緊急的なシェルターを使った数字になっています。実際には令和2年度よりも令和3年度のほうが住まいの相談というかシェルターの活用が多いことが分かってきています。現段階において、1月末の段階で162で、昨年度148ですから、もう20人弱ぐらいは多いという結果として出ています。年代はそのときによろしいと思えますけれども、女性の割合、何だかんだ20%ぐらいは女性が活用している形になっています。

ここから課題です。私は本当に恥ずかしいのですけれども、かなり誤字脱字がたくさんある資料をお送りしていますので、今回も「資料にも記載させているが」は「されているが」ですね。非常に間違っただけのりいるのですけれども、任意事業、これは資料にも書いてありますが、基本的に進んでいないということが書かれているかと思えます。それと、僕はこの任意事業が広がらない理由にもつながると思うのですけれども、事業を利用する見込みのホームレスがないと資料に書かれていたりいろいろして、相談はあるよみたいなことを書いていますけれども、基本的に未実施の自治体は、治安維持を理由に行旅困窮者に福祉事務所が旅費を支給して、ほかに行けと流している現状が実際にあるということです。それは一時生活の利用者にいろいろ話を聞く段階で言うわけなんです。当事者は、あそこの市役所に行ったら実際に旅費をもらって、仙台に行ったら保護してもらえから仙台に行けと。基本的に一時生活をやらずにほかに流すということ、格好いいことを言っているけれども、実際にはこれをやっているわけです。ここでB市ではこうだったとか、X県からX市役所はこうだったみたいなことを実際に書いて、あと思ったのは「除

染の仕事」と書いてあるから「除染の仕事」と言ったらどこか分かってしまうなみたいなのところはありますけれども、実際にはそういった形であちに行けと流している現状があると、これは課題ですね。

そのほかに、これも課題だと思っているのは、保護観察所と福祉事務所の対象者のすみ分けをちゃんとする必要があるのではないのと。具体的に言うと、起訴猶予で釈放された人とか、保護観察がつかないで執行猶予の判決でそのまま出された人、あとは満期出所者、いわゆる更生緊急保護、更緊の対象者に関して、両方とも他方優先と言うのです。更生活保護のほうも他方優先ですから、生活保護も他方優先ですからと言って、最終的にはなすりつけ合っている状況で、まずいわゆる保護カードを持ってきましたという対象者が観察所に行って、そこで話をして、これはまた監察官もいい監察官となかなか冷たい監察官がいるのかなと思うのですけれども、保護カードを持ってきて何をしてほしい、刑務所で取りあえず保護観察所に行けと言われましたから行きましたみたいな、何を支援してほしいのと言われて、いやとかと言うと、じゃあ何も支援できないねみたいな、居所がないのだから居所の設定をしてあげたらいいではないと思うのですけれども、だったら福祉事務所に行きなみたいな、実際にはこういうたらい回しみたいなものがあるわけです。

福祉事務所は福祉事務所で、保護カードを持っているのだったら、まず更生緊急保護のほうで保護観察所に行って取りあえず支援を受けなみたいな、これはパンドラの箱を開けてしまうような話かもしれませんけれども、実際にはもうそろそろすみ分けを考える必要があるのではないのと正直、思っています。今は両方使っては駄目だよという通達は出ているけれども、ちゃんと更緊の対象者に対する居所支援をしっかりとやらないから再犯が増えるのです。だから、本当に再犯防止の観点から考えたとしても、きちんとすみ分けをしていく必要があるだろうなと思っています。

それと、今回さっきの事例をもう一回記載させてもらっているのですけれども、保護でアパートで居宅生活をしたけれども、失踪したと。はっきり言うと、正直、見立てが悪かったのだなと思っています。本当に保護受給で居宅の生活ができる人にちゃんとアパートをあっせんしたのというところの中で、だって、失踪をしてしまったということは、結局は孤立・孤独からは解放されなかったということだったり、誰にも相談できないから失踪してしまっているということですから、金銭管理もちゃんと必要な人だったのだねと。でも、保護を受給しているからケースワーカーの仕事だねみたいになっているのだろうなという感じはするのですけれども、実際には見立てが不十分だったなと思ったので、でも、何だかんだ言いながら、それでいて地域拠点支援事業ができているということは、ただ単に入居支援をやっただけでは駄目だよねということを行っているわけですから、一時生活とはセット、ばらばらでやってもいいけれども、一体化という形。だけれども、これは補助率が違うと思うので、4分の3と3分の2なのかな。その辺はあろうかと思うのですけれども、しっかりとこの辺はちゃんと一緒にやらなくては駄目だと感じています。

それでいて、これは新保先生に絶対に国の研修にしてもらいたいと思うのですけれども、実際に短期的な緊急的な支援でいいのだという一時生活支援から、もうちょっと長期的に考えていかななくてはいけないのではないのと思っています。実際に支援をやっていく段階において時間稼ぎは絶対に必要なので、あとは衣食住を提供するのも当然必要なのですけれども、さっき言いましたが、シェルター利用者、単身、独居の生活を継続していくのは結構難しいのではないのというのはすごく思ったりしています。というのも、やらない自治体さんの中においてこれは賢いと僕は思うのが、保護は4分の3、だけれども、一時生活は3分の2なのです。そこからすると、どちらにしても、これは鈴木さんの資料にも実際には保護でやったほうがいいのではないのと書かれていましたけれども、ある意味、いろいろなNPOで支援付住宅やっているところ、無低みたいなところに結局はシェルターに入るような対象者の方を取りあえず紹介して、即日シェルター的な形で無料低額宿泊所を利用して保護でやりますという自治体さんがあるわけです。そうすると、お金が4分の3で済むわけです。だけれども、一時生活だと3分の2だねみたいなき感じになってしまうので、無低をシェルターの形で利用しているところはあるのだろうなと正直、思っています。

その中で、実はこれは進士さんもいるからですけれども、平成29年度と平成30年度の社会福祉推進事業で、中京大学の辻井先生がまとめた、いわゆる無料低額宿泊所と救護施設の入居者の特性調査を実施したときに、その中で、これはちょっと乱暴と言われるかもしれないけれども、実際に入居者の知的障害、特に軽度の知的障害が疑われる人は、無料低額宿泊所に入居している人が半数程度、そして、認知症が疑われる入所者も半数程度、それと2～3割は自閉症やADHDなどの発達障害の特性があったり、抑鬱や身体症状を呈する入所者も2割程度いて、何よりその年齢に応じてこのぐらいできて当然だよねという行動特性の中において、9割程度の入所者は適応行動に関して「支援を必要とする状態」の人と実際に結論づけているのです。

だから、一時生活を利用している人が即無料低額宿泊所に入居している人とイコールかと言われると何とも言えないけれども、実際には無低のほうに結局はあっせんをしている福祉事務所もあって、一時生活をやっていない自治体はあるわけですから、そうすると、重なり合うところがあるとすると、ここをきちんと調査すると、もしかすると同じような入居者像が出てくるのではないのかなという、きちんと生活を見ることが出来る一時生活支援の事業、いわゆる支援員は、自立相談支援と連携した形で生活をきちんと見立てた段階において、自立相談にその情報を伝えた上で、その人の支援をどうしていくのかをきちんと考えていく必要があるのかと。だから、ただ単にアパートと本人が言っているからアパートをあっせんするというのではなくて、本人の特性をきちんと見立てて、その上で適切な住まいの支援、実際はあなたはもうちょっと手厚い支援つきのところがいいねとか、あなたは施設のほうがいいのではないかということも踏まえた上で、住まいの支援や住ま

い方の支援をきちんと考えていく必要があるのではないのかなと思っています。

これは時間が余ったらと言ったのですが、あと3分あるので、今回は一時生活支援に特化して話をするので、資料で言うと一時生活支援事業の在り方に関する検討の論点、僕は45ページなのですが、実際にそっちだと47ページとかになっているのかあれなのですが、検討の視点です。実際に近年の実績で小規模自治体を含め実施率をどうやって上げていくのと。これはもう先ほど坂入さんが話していた広域実施とか、あとはもう相乗りしかなのではないのかなと正直、思っています。使った分、実際に自治体さんにお支払いしますみたいな、そんな感じの仕組みなのかと思います。

不安定居住者へのアウトリーチをどのように進めていくかというのは、これはせっかく「すまこま。」というものをつくったりしていますから、そういったものをきちんと情報提供していったり、SNSによる配信みたいなものは必要なのかなというのと、あとはどうもシェルターというと大部屋というイメージがまだあるから、個室化していますからね、個室ですからというのを打ち出していく必要があるのかなと。ちなみにワンファミでやっているシェルターは皆個室です。1つだけ大部屋のところがあるのですが、今はもう大部屋は使わずに、そこにも1人入居させたりするので、ほぼ個室対応です。

それと、一時生活支援事業の部分に関する人材確保、これは予算だと思います。よろしくお願いします。

住居確保給付金の在り方に関する検討の視点の中における住居確保給付金の在り方についてどのような見直しを行うのが適切かということに関して、はっきり言うと、住居確保給付金が今回幅広く使われたから、この程度で実際は一時生活支援が済んでいると思います。だから、はっきり言うと、住居確保給付金がなかったら、要は、もっとちゃんと調査して、実際にもし万が一この住居確保給付金がきちんと機能しなかったら、どれだけ一時生活に行ってしまうと、それでいてどれだけお金がかかったのかみたいなことをちゃんとまとめる必要があるから、さっき鈴木さんが言っていたのかな、離職前の下支えと言っていたけれども、同じように居所を失ってからの労力のほうが高いのです。居所を失わせないようにどう支援するか。うちなどは就労支援で辞めさせない支援といって企業側に乗り込んでいって何とか辞めさせないように支援するわけです。だって、辞めたら大変だから。そんなことを考えています。

次、どのような求職活動等の要件が適切か、いわゆる自営業者の部分です。これは餅は餅屋だから、はっきり言えば、中小企業がどんどん減っていている状況があるわけですね。その中において減らさないようにするためにどうするかを考えると、これはもう商工会とか、中小企業活性化センターとか、ある意味自営業者さんはそっちに行って面談してきてと。その上で結局証明として見ますからみたいな形で、自営業者さんには自営業者さんとか商工会の面談等をやるという形が一つのハローワークに代わる形になるのではないのかなと思います。



30秒オーバーしましたけれども、以上です。ありがとうございます。

○新保座長 立岡構成員、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告、御発表になります。村木構成員、よろしく願いいたします。

○村木構成員 では、私から発表をさせていただきます。

私どもの社会福祉法人愛生会の取組についてというところで、社会福祉法人という視点で、一法人ではありますけれども、社会福祉法人の中でもこのような取組をやっているところがございますので、そういったところも含めて御説明をさせていただければと思っております。

私たちの理念、こういったところは自己紹介のときにもお話をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

地域についてというところですが、秋田県の鹿角市という場所になります。この秋田、岩手、青森の3県にまたがる場所でございます。人口が大体3万人弱というところでは、皆様方、説明の中でもおっしゃっていましたが、小規模自治体に当たるのかなというところがございます。

今回、私のほうで生活困窮者自立支援法のほうでお話をさせていただく視点というところでは、価値・資源とは認識されていない価値・資源があるのではないかという視点を、これは私たち自身もそうですけれども、生活困窮者自立支援法という法律の中でも認識をすることができないかというところで提案させていただければとも思っております。私どもの愛生会の入所型の施設の機能を、施設の入所者だけでなくお弁当や洗濯という形で広く地域住民の方に開放するというところで、これまで地域や社会の中で価値・資源とみなされていないものを顕在化させようということをして私どもの法人ではさせていただいている。イコール、法人の機能を地域に開放していきましようということをしていただいているところがございます。

私たちのコンセプトとしては「生活インフラとしての愛生会」というところがございます。法人の機能を地域に開放しよう。先ほども申し上げたとおり、入所型の施設というのは生活機能を持っています。この生活機能というところでは食べる・寝る・出す・洗濯・入浴・（働く）ということも含めて、そういった機能を私たちはパッケージとして持っているというところがあります。介護施設と言われますけれども、介護はその一要素にしかすぎないのではないかというところがあります。ですから、どんな方でも、どんな状況でも、人の営みは変わらないのではないかというところで、営みというそのものをアウトソーシングできるまち、ここには例えば要介護でなければいけないとか、障害をお持ちでなければいけないとか、そういうことを抜きにして、人間の営みというところでのアウトソーシングできるような法人でいたいというところを考えているところがございます。理由や対象を限定せず、普通に暮らすことを支えましようということ、これをコンセプトに法人をさせていただいているところがございます。

事例の紹介ですけれども、営みをアウトソーシングする、「厨房（食べる）」というところで、厨房で作る食事をお弁当として地域の方に開放しましょうというところで、理由・対象は問わないとなっております。完全にこれはもうフリーハンドでございますので、市のほうで配食事業などもやっているのですけれども、それを利用するにはめっちゃくちゃハードルが高いのです。例えば栄養状態であるとか、独居であるとか、そういったものが条件として課せられますので、その理由や対象は問わないということで、今のところ月平均500食ぐらい、年間ですと5,000食か6,000食ほどお弁当として出させていただいているところでございます。

そして、これは一時生活支援事業ですとか、そういったところと関係してきますけれども、営みをアウトソーシングするというところの2番目として「部屋（寝る）」という機能でございます。私ども、サードプレイスというところで「第3の部屋」という事業名としてやらせていただいているところがあります。短期入所の部屋を地域の方に開放しましょうということで、これも理由や対象を一切問わない。シェルターのような形でやっている。先ほど立岡さんから女性のシェルター事業などもあるというお話がありましたけれども、私どもでもこの事業をやってみて一番驚いたのは、DVの被害者の方の保護に対するニーズが非常に高い。私どものほうではこれが一番高いところでございます。その他、当然ですけれども、災害等の被災者の方ですとか、私どもの地方では雪がたくさん降りますので、除雪困難の越冬といったところでも利用をいただいているというところがございます。

もう一つ、ここは「湯都里 YUTORI」というものでございますけれども、事業としては第2種社会福祉事業であります老人福祉センターという形であります。ただ、私たちは入浴という機能を持っておりますので、先ほど青砥さんから、学習をただ単にサービスとして提供するのではなくて、学習をハブにしてコミュニティー、つながりをつくっていく、そういったことが大切だというお話がありましたけれども、私どももまさに温泉をハブとして居場所を創出していきたいというところでもあります。何でもフリーな場所としてここを開放するとなると、なかなか来られない。でも、入浴という営みがありますので、その営みを温泉をハブとして居場所を創出している。そういったところもやらせていただいているところでございます。

もう一つ、洗濯代行サービス、こちらは就労支援のB型としてやらせていただいているところでもありますけれども、「洗濯機のいないまちをつくろう」ということで、洗濯機能やノウハウというものを私たち介護福祉施設、社会福祉法人は持っていますので、そういったものを開放していきましようというところで、本当にクリーニング業として、家事負担の軽減や、特に子育て世代の皆様方にとっての働きやすさ、家事負担の軽減といったところを目指してやっているところでございます。

もう一つ、今回、認定就労訓練事業もやらせていただいているところでございます。ひ

きこもりやニートの方、そして、ジョブホッパー等の方に対しての認定就労訓練事業をやらせていただいておりますけれども、先ほど立岡さんのお話にもありましたとおり、保護施設等における障害をお持ちの方の割合がかなりあるのではないかとこのころは、私自身もこの認定就労訓練事業をやっていて非常に感じるところでございます。特にこのジョブホッパーと言われる本当に数か月でどんどん転職を繰り返してしまうような方、そういった方々のほとんどはいわゆるグレーゾーンといいますか、この方はもしかしたら障害をお持ちなのではないか、そういったところを考えるようなところもでございます。私どものほうでは、通所していただき、訓練をしていただき、適正な判断をさせていただき、その業務をする中で私どもの職員になっていただいたり、一般就労に行ったり、もしくは障害をお持ちだということであれば就労支援のほうに行っていただく、そういったことをやらせていただいているところでございます。

就労訓練事業について、前回ネットワークちばの鈴木さんがおっしゃっていたようなことは本当にそのとおりだということをお話もさせていただきましたが、私どものほうでは就労訓練事業を介護職員が担う業務を業務分解・最適化というところでお話をさせていただいているところでございます。鈴木さんからもこの業務分解というお話がありました。専門性が必要な業務、移乗、食事介助、入浴介助等は専門性がかなり必要になってきますが、そうではない専門性がそれほど必要ではない部分、または指導することで可能となる業務、掃除、片づけ、移動といったところに関しての業務を分けて、例えばこの就労訓練ではこちらのほうをやっていただくということをお願いしているところ。そして、そういったノウハウを蓄積し、標準化をさせていただいているところが、今、やらせていただいているところでございます。

そして、今回の論点ではございませんけれども、認定就労訓練事業について、私から一つ御提案という形になりますが、認定就労訓練事業をいかに活性化させるか、引き受けてくれる企業さん、事業所をいかに増やすかということに関して、双方にメリットがある形にする必要があるのではないかとこのころで、企業側の人手不足への対策ということで活用を促進することはできないかということをお話として提案させていただきたい。そのために、就労訓練事業をメリットと感じる業界や会社の事例を収集し、そして、そのノウハウを共有することはできないでしょうか。こういったことが必要なのではないかとこのころ。そして、これは非常にチャレンジングな提案ではございますけれども、就労訓練事業を行っている事業所に、一定の条件または制約を設けながら、障害者の法定雇用率への算入を認めるということはいかがかと。もしかしたら全く生活困窮者自立支援法からはみ出るような話かもしれませんが、就労訓練事業を行っているに当たって、グレーゾーンの方が非常に多いなということを感じるころがでございます。ですから、こういったところの法定雇用率への算入を認めることもしてみてもどうかというころが提案としてございます。

そして、居住支援事業について、社会福祉施設等の活用を促進してはどうかというところでございます。先ほど居住支援の在り方についての資料の20ページのグラフの中に、252自治体の中ではホームレスは0だと言っているにもかかわらず、しかし、0と言っている自治体の中でも57%の自治体が不安定居住者の相談はあるというお話がありました。私どもも先ほど申し上げた「第3の部屋」というお部屋の事業を地域公益事業としてやっておりますけれども、不安定居住者はどのような形でそのような状態に陥るかは本当に一寸先は闇で、例えば今みたいに雪が非常にたくさん降っているときですと、それだけでもうその家に住むことができない、もしくは家が雪の重みで潰れてしまう、そういうことも実際にあるのです。そういった中では超短期利用など、緊急性や属性、課題を問わず、かつ即時利用できる仕組みが必要ではないかというところでございます。

その際に、新たにシェルター等を整備するというのではなくて、入所型の施設などの社会福祉施設等を、これは先ほど申し上げた、今までこういった事業に対して、この社会福祉施設等をあまり価値や資源とは見ていなかったかもしれないのですけれども、そういったところの社会福祉施設等を活用することはできるのではないかなど。そうすると、皆様方、ニーズの量も、そしてまたそのニーズも全て異なるような状況にある中で、少ないニーズのために例えばシェルターを用意していくということは必要ではなくなるのではないか、そういうところが思っているところでございます。

課題というところで、今、コロナ禍という中で感染症の課題ですとか、安全面ですとか、既往歴、その方の病歴といったところとか、人員配置基準ですとか、例えば補助金が入っていると目的外使用に当たるのではないか、そういった課題もあるのですけれども、社会福祉施設等を活用することはできるのではないかというところで、先ほど立岡さんがおっしゃっていましたが、先日も内閣府でDV被害者のためのシェルター事業、シェルターなどをどう整備するのかというところでのヒアリングがございまして、そちらでも私はこういった社会福祉施設等を活用してはどうでしょうかというお話をさせていただきました。

今回、この生活困窮者自立支援法の一つの大きな柱になっているのが、課題別、対象別であったこの制度が、包括型であり横断型であるというところがございます。制度のはざまに陥らせないと。そういう中では、私どもも社会福祉事業を営む社会福祉法人でございます。例えば特養もしくは障害者支援施設、そういったものをやっている法人でございますけれども、そういう法人のいろいろな得意分野を、本制度に要はスライドさせるような視点も必要なのではないかとも思っております。そうしたことで、それぞれ自体は非常に小さいかもしれませんが、逆に小さいということが、私どものような小さいまちで、それほど大きなニーズがなくというところでも、小さいことが制度でカバーできないところを補って、地域にとって必要な支援を必要な分だけ届けられることにつながるのではないのでしょうかというところで、私の今回のプレゼンを終えさせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。

○新保座長 村木構成員、どうもありがとうございました。

本日、御発表いただきました5人の構成員の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、これより質疑応答や意見交換の時間に移りたいと思います。

一度は御発言いただけるように進行したいと思います。今日の5人の発表者以外の方について、お一人5分以内で事務局の説明についての御質問や御意見をいただけますでしょうか。

4分で1回、5分で2回ベルを鳴らします。2回目のベルが聞こえたら、お話をまとめていただくようお願いいたします。事務局の画面にタイマーが表示されますので、こちらも参考にさせていただきます。お一人5分の進行に御協力をいただければ幸いです。

順番なのですけれども、今日、名簿の後ろのほうの方から順番にお話をいただきたいと思います。守屋構成員、林構成員、中森構成員、高木構成員、鈴木由美構成員、垣田構成員、岩永構成員の順番にお願いしたいと思います。

それでは、守屋構成員、よろしくようお願いいたします。

○守屋構成員 守屋です。よろしく申し上げます。

本日発表の5名の皆様、共感させていただく内容ばかりでとても勉強になりました。事務局の説明と本日の発表へのコメントを交えて、私から5点発言させていただきたいと思いますが、事前には提出していないのですが、お話を聞きながらまとめさせていただいた資料、こちらを共有しながら発言したいと思います。よろしく申し上げます。

1点目、一時生活支援事業の利用時のプラン支援と広域支援の考え方についてです。大阪府および堺市におきましては、一時生活支援事業を利用する段階では、一旦生活保護の申請がニアリーイコールとなっていて、その後一時生活支援事業としてのホテル、シェルター、救護施設等を利用して、そこからまた保護から脱却、在宅へという流れになりますので、どうしても一時生活支援事業を利用している間の支援というよりは、一時生活支援事業を利用するためにつなぎ切るといった目的のプラン支援をやっている現状です。また、生活保護を脱却した後の継続的な支援をプランとして担っていくという動きをしているところとなっています。ですから、一時生活支援事業そのものを生活困窮者支援のプランの真ん中に置いているというよりは、連携と役割分担をしながら進めているというところです。今日の御発言でもありましたけれども、一時生活支援事業は広域で連携する必要がある、自治体エリアではなかなか完結しにくいと感じます。堺市内にはシェルターなどの施設がない状態ですので、他都市の場所を使った後にまた戻ってきて移管してもらうなど、生活保護との連携は欠かせないと感じます。

2点目です。住居確保給付金と自立相談支援機関の連動について、立岡構成員の御発言がありましたように、本当に今回コロナ禍で要件を緩和しなければもっと困ったことになったろうと感じます。これは住居確保給付金だけではなくて総合支援資金、コロナ特例等も併用、連動しながら、相談に乗れた方については何とか給付金なり貸付けを利用しな

がら自立に向かってサポートができたのではないかと感じております。一方で、課題にもあります自営業者への就労支援等につきましてはまだまだ課題があるなど感じます。従来からも、住居確保給付金をきっかけにして不動産業者や居住支援法人とのつながりづくりに取り組み、給付金を利用して終わりではなくて、その後に社会資源同士でつながっていくことがポイントではないかと思えます。また、住居確保給付金は入居中の家賃は対象になりますが、家を失った状態から居住確保、入居支援のための初期費用の金銭的な課題はまだまだ山積しているところ です。

3点目、学習支援を含めた課題につきましては、学校と福祉とスクールソーシャルワーカー等、地域の中で連携していくことが何よりも大事だということ、改めて青砥構成員の御発言から思った次第でございます。

4点目、生活困窮者事業がどんどん成熟しレベルが高くなればなるほど、事業体ごとに課題が細分化されていると思えます。この辺りの生活困窮者ニーズを共有化したり、一元化したり、それをマネジメントするという視点が改めて大事だと思えます。その中で、プラン支援の在り方、支援調整会議、支援会議の在り方について課題を感じます。これらは親会や横断的課題検討班でも議論いただけるかと思えますので、そちらにも委ねていきたいと思えます。

最後、5点目です。11月の1回目のワーキングのときに紹介させていただいておりました、全社協の「社協における生活困窮者支援の在り方検討会」について、このたび報告書が出来上がりました。ホームページ等でも掲載されておりますので、支援の在り方7つの論点と国への提言・要望5つをまとめておりますので、ぜひホームページ等から入手いただけたらと思えます。

以上です。

○新保座長 守屋構成員、ありがとうございました。

続きまして、林構成員、お願いいたします。

○林構成員 座間市福祉部生活援護課の林です。

事務局からの説明に対する意見について、事務局資料ごとに述べさせていただきます。

まず資料1の生活保護制度との連携強化です。初めに、この議論をするときに、生活保護と本制度のどちらにもつながっていない方のことを忘れてはいけないと思えます。その上で、生活保護と本制度の相互連携の基盤をつくっていくため、生活保護における支援と指導の関係性の整理を行うとともに、生活保護法に本制度と共通した自立支援に関する理念規定を設けることを提案したいと思えます。個別支援だけでなく関係機関や民間団体との緊密な連携、必要な支援体制の整備といった本制度の理念を福祉事務所職員も共有することは、実務を通じた自治体職員の人材育成にも寄与すると考えます。また、共通する理念を基盤とした生活保護担当者と本制度の自治体担当者、従事者の合同研修の強化推進も検討いただきたいと思います。

次に資料2、居住支援の在り方についてです。本市はホームレス調査では毎年0人が続いている自治体ですが、新規相談数の増加に伴い、住まい不安定の相談が増えたため、令和2年度から一時生活支援事業、地域居住支援事業を実施しました。居住支援という支援対象者の属性を問わない支援領域を開いていくため、地域居住支援事業単独を単独の法定任意事業として実施できること、その際の補助率は現行の3分の2を下回らないような見直しをお願いしたいと思います。居住支援に取り組むと、保証人や緊急連絡先が確保できない状況や孤独死の対応など、いわゆる身寄りの問題が明らかになってきます。本市では市の事業である相互提案型協働事業において、「無縁遺骨を縁のある遺骨に変え適切に埋葬する事業」というものを、第1種社会福祉事業の助葬事業を実施する社会福祉法人足跡の会と実施しておりますが、こうした身寄りや孤独死の問題に対する法的整備も必要だと考えます。

次に、住居確保給付金の在り方についてです。資料に出しました①は、普遍的な社会保障施策として住宅手当等の検討を進めていただきたいということです。②からが、検討の視点に関することです。自営業などの方の生活再建支援は、個別性・柔軟性が高い支援が求められますので、法の「就職を容易にするため」という文言などについて、法の目的に立ち返りつつ見直し、自立支援のために住居を確保する給付として位置づけ直すなどの思い切った見直しが必要ではないかと考えます。③については、主に現行の特例措置についての意見です。検討会の就労支援に関する議論の方向性を踏まえ、就労訓練受講給付金との併給などの特例措置は延長されるべきと考えます。また、様々な事情で就労にブランクが生じている場合もあるため、離職後2年以内という要件を撤廃することも検討すべきと考えます。④は、収入算定についても書きました。このほか、入居の際の初期費用の捻出方法や収入基準額が低いために制度が利用できない相談者が多いことの対応をどうするかも課題だと思います。豊島区さんの報告の中にもありましたけれども、現場では住居確保給付金と新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を組み合わせた支援も行われておりますので、生活再建のための相談支援つきの給付金と住居確保給付金を組み合わせた制度設計などについても検討が必要ではないかと感じております。

一番下の研修については、住宅部局などの困窮制度以外の関連部署の職員も参加できるとさらにいいかもしれません。

終わりに、資料3、貧困の連鎖防止についてです。実施率向上のためには、現行の国庫補助率2分の1を引き上げることを検討すべきだと思います。委託先の確保については、どのような事業をイメージ、構想するかによっても変わると考えましたので、生活困窮者支援を通じた地域づくりの一環として実施している本市の子どもの学習・生活支援事業について紹介しました。

最後に、今後の取りまとめに当たっては、これまでの事業で見落としている視座がないか改めて考え直していきたいと思っております。また時間があれば補足します。

利用者アンケートがありましたけれども、こちらについては、こうしたアンケート調査で回答していただけるような方の回答だと思いますので、結果の評価についてはその辺りの留意が必要だと思います。

プレゼンについては、茨城県さんの丁寧なバックアップのお話がありましたけれども、こういったことをするための職員体制も非常に重要だと思います。

最後に1つ質問で、豊島区さんで飲食業が多い地域で離職が理由での申請が増えているということはありましたので、これは実際に自営業の廃業の方が増えているのかということを知りたいと思いました。

以上です。

○新保座長 林構成員、どうもありがとうございました。

事前に資料を提出いただきまして、要点をまとめていただきました。

豊島区への質問については、一通りの御発言が終わったところで鈴木構成員に御準備いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、中森構成員、お願いいたします。

○中森構成員 よろしく願いいたします。

私は、まず厚生労働省さんのお話があったのと、林さんからもお話があったとおり、アンケートの件は気になりました。満足度アンケートというよりも不満足度アンケートを取らなければ、本来必要なものが見えてこないのではないかと考えています。不満足度をどう捉えるかということ、民間の支援団体がどのようにとれば良いのかアイデアがあると思います。皆さんの発表を聞いて、まず青砥構成員から、委託の条件のお話がありました。とても重要なところだと思っているのですが、東京に関していうと、自立と家計がセットで委託のプロポーザルが出ていることがほとんどです。家計は専門的に必須化にと言われながら、単独でプロポーザルが出されないと家計をメインでやっていきたいのにプロポーザルに手を挙げることにできないという問題が今、起きています。ですから、事業ごとにプロポーザルを行うなども含め、委託の条件も改めて見直す必要があるのではないかと考えていました。

子どもの学習支援に関していうと、入学前の資金に関しては子ども支援員が対応しているのですが、入学した後、中退しないようにということでは、入学後の学費という問題もあると思います。家計の点から見ると、お金の問題を解決していかないと、学費が払えなくて行けなくなる方もいらっしゃいますので、学習支援と家計とのセットは必要かと思います。生活支援を行ううえでも、家計と自立が支援する意味としても、支援の目が1つあるよりも2つあったほうがいい、自立の視点と家計の視点、それぞれが見ることで見落としがないということもあると思いますので、重要かと思います。

坂入構成員から、支援方針期間と通算利用期間を比べると、期間が違うというお話がありました。これは役所の特性かもしれないのですが、平日5時までしか相談が受けられな



い、これも関係しているかと思っています。私が業務を行っている府中市では、家計改善支援員に関してのみなのですけれども、平日夜間と土日祝日も対応できるようにしています。相談に来やすい体制をつくるということです。これとセットでやらないと、時間給の方や有給休暇がないと来たくても給料が減るので来られないといった方がいらっしゃるので、支援方針期間と通算利用期間の違いのところは分析してみると分かるところがあるかもしれないと思いました。

坂入構成員のほうではニーズを拾い出すということで、全体のお話を聞いたこともすごくいいと思いました。いいところのお話を聞いて参考にはなるのだけれども、うまくいっていないところは何で困っているかを拾い上げない限りは、幾らいい事例を入れても進まないということを非常に感じています。特に家計は鈴木構成員からもありました家計の手法の確立、本当にこれが必要だと思っています。今のところは相談員の経験値でやっていたりするのですけれども、中森さんだからできるよねと最近言われてしまっていて、それでは全く意味がないと思っています。ですから、来年度からは、これまで収集してきたデータを分析してエビデンスに基づいた家計改善支援事業に必要な手法を確立しようとしております。週に1回しか買物に行かない方、お金がたまるというのは、実際にそうだと思います。私も生協なので週1回しか配達が来ないので、お金を使うのは随分減ったりはしました。そういった生活者の実感と専門家としてのデータのエビデンス、それをセットで手法を構築していく必要があると思いました。

立岡構成員からは長期的な視点が必要だというお話があって、利用者特性に合わせた支援の話がありましたけれども、これも非常に重要だと思っています。家計の支援の中でレシートを拝見したりすると、その方の特性が見えてきます。例えばレシートを見ると、何百何十何円でもいつも1,000円しか出せない方、小銭をうまく出せない方もいらっしゃいます。発達特性があるというところは絶対に生活に影響してきますので、家計からもそういった視点でサポートすることで、どんな支援が必要かということが関係してくると思います。

最後に、村木構成員のお話でも、私も秋田県出身なので、非常に秋田の取組がすごくよくてありがたいというのと、まさに親の介護が始まっているので介護施設のことはいろいろ調べてはいるのですけれども、その中で、DV被害者の方にショートステイを貸すなど、そういったことも必要かと思って聞いておりました。DV被害の方、ただお部屋があればいいわけではなくて安全を確保しなければいけないので、どうしてもお金の問題も重なってくると家計につながるので、ぜひそういったことも視野に入れて対応することがとても大事かと思いました。

居住について、最後です。住居確保給付金、家賃の補填はいいのですけれども、東京のように高額家賃だとなかなかそれだけでうまくいきません。転居費用を捻出することが一時生活のほうでもされているのですけれども、転居費用を貸してもらえただけでかなり楽

になる方が結構いると思います。

あとは、大体が債務の問題を抱えております。債務整理をすると、保証人、保証会社がつけられないということで債務整理をしない方もいらっしゃるので、保証人と緊急連絡先の関係も含めて住居のことは見ていかなくてはいけないと思いました。

以上です。

○新保座長 中森構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、高木構成員、お願いいたします。

○高木構成員 御苦労さまです。各構成員の皆様、非常に勉強になりました。私たちを含めても意識や行動にまた励みとなって、動きも変わってくるかなと思います。

青砥構成員のお話で、非常に私は感銘したのは、ローカルコモンズというところは最近よく言葉を耳にしますけれども、そういった地域性や取組は非常に大事なかなと思っています。

坂入構成員の部分で、任意事業の各働きかけが、奈良県を視察して茨城県でも広がっているというところについても、自治体、県が主体になって広げていってもらえたら、私も兵庫県のところはなかなかそれが広がらないものですから、羨ましい限りかなと思います。ただ、その中で出てきました顔の見える関係というところについては、本当にこの取組しかできないことだろうと思っています。

鈴木構成員の中では、自営業者の相談とか、私自身も何人かの相談が来ておりますけれども、そういった特徴的な地域の相談、先行事例を学びながら、また広げていければと思いますし、それぞれ手段の引き出しが少ないものですから、なかなかそういったところにつながりは難しいところあるので、支援員同士のつながりが改めて広がればということを感じています。

立岡構成員の部分では、本人の特性を見立てての支援が本当に必要かなと思っています。そうした中で、私、実践的に年末年始に動きましたというのは、某大手の労働組合の労働相談が、今後全てSNSに移行してAIで解決するというような意向になってきております。そうした中で、働いていても孤立・孤独を助長するのではないか、一たび仕事を失うと、離職してしまうと、本当にどこにつながっていいのかという状況が見えてきております。そうした中で、10年前の年越し派遣村の形の部分が、去年、今年と年末年始にありましたけれども、私も年末31日、1日と新宿の年越し相談村、参加させてもらいました。そこで行われてきたのが、一時支援なのです。食料、生活保護、労働相談、この3つが取組としてされていたのですが、そこに年末、地元の東京都内の企業さんに声をかけまして、求人募集、急募をしている企業さんを幾つかピックアップして自立支援の必要性を皆さんに理解してもらうために会場で取組をさせていただきましたけれども、何せ150人、200人来る中で一気にさばかないといけないというか、対応しないといけない。それも野外ですから、本当に雪の舞う中、寒いところでしたけれども、9名参加されまして、つなげるこ

とができました。そうした中で、就労をすごく求めている方、自立を求めている方、非常に多いのと、そういったボランティアの活動家、いろいろな団体さんと連携して就労準備を社会的に理解してもらおうというのは、非常に大事なかなというのを感じています。

それと、私たちも就労準備、認定就労訓練を進めながら、初回相談からコンパクトで小規模な一体型の支援モデル、先ほど中森構成員からお話がありましたけれども、自立や家計を含めたいろいろなところができるのに、なかなか事業で縦に分けられているので、ここに頼らないといけない、ここに流さないといけないというところが、我々自身の相談員からも、もっとつながることができるのに、やれるのにというところもありますので、本当に市民のニーズへの対応をする中で一体的なモデル支援、総合支援というのも重層的な中でできないかと思っております。

最後になりますけれども、相談村を見る中で、いきなり路上生活になっていないわけですから、リサイクル業者やネットカフェとの連携であるとか、いろいろな地域のところで理解してもらおうのが非常に大事なかなというところを感じますけれども、そういったところで福祉の担い手がたくさん頑張っている中で、もう少し社会に対するアピール度、非常にこの制度の大事さを強調したいところでもあります。

以上です。

○新保座長 どうもありがとうございます。

続きまして、鈴木由美構成員、お願いいたします。

○鈴木（由）構成員 御報告いただきました皆さん、ありがとうございます。とても勉強になりましたし、本当に刺激をたくさんいただきました。

私からは、皆さんのお話を聞いて感じたことをお伝えできればと思います。全てのお話の中で共通していて、本当に一言でまとめると、青砥さんのコモンズという言葉に集約されるのではないかというのは非常に思いました。支援事業というものをコミュニティの共有財にしていこうという言葉は私自身もとても印象に残っていますし、実はとある自治体で学習支援事業への営利企業の参入によって、学習支援事業と自立相談支援機関の連携が一切絶たれてしまったという事例を耳にします。支援調整会議に声をかけても来ない、学習支援事業で気になるお子さんのお話、あるいは保護者の方で支援が必要な方はいらっしやらないのかというところを問いかけてもなかなか返答が返ってこないということで、自治体がその中継ぎをしてくれればいいのですけれども、それもままならないということで、どうやってそういった民間の会社さんと連携をしていったらいいのかを苦慮されているというお話も聞いたことがありますので、今回青砥さんに提起していただいた問題は本当に検討しなくてはいけないことかなと思いました。

コモンズに必要なところは、本当に支援者、支援するされるを超えた人間関係の相互作用で地域ができていたり、温かい場所ができていくというところは本当に原点だろうなと思います。そのツールの一つとして学習支援があるという定義を再定義していくことは

私も必要だなと思いました。

茨城の坂入さんは、県がここまで手取り足取りというか、事業を分かりやすく見える化していただいて、民間が見えていないところを見せてくれるというのは本当に素晴らしいなと思ひまして、別に千葉がやっていないわけではないのですけれども、すごいなと思ひました。

豊島区のほうも、要は人が替わることによって体制や事業のやり方が変わっていくというのは私たちもとても影響を受けてしまうのですけれども、人事を丸ごと改革というか変えることでそういった問題が起きづらくなって、属人的に仕事が進まなくなるというところは素晴らしいなと思ひました。

立岡さんの特性を見極めること、これは自立だったり就労だったり全ての事業で必要なのかと思ひますが、住まいのところでもとても大事な視点なのだなというのは今日本当に勉強させていただきました。

愛生会の村木さんがおっしゃっていた、私たちも母体は社会福祉法人なので、先ほどのコモンズに通じるところかと思うのですけれども、理由・対象を問わないというその視点がとても共感できましたし、困窮の制度は実はそこをやる事業なのではないかという意味ではとても刺激になりましたし、私たちがやっている中間的就労と同じような発想で秋田でも実践されていることを知って、しばらく会っていない親戚に会ったような、そんな気持ちになりました。事業を通してこの理由・対象を問わないこととか、あるいは地域の中で新しい共同体、コモンズをつくっていくという視点は、本当にこの困窮の事業では大切だなと思う一方で、現場は個別支援に物すごく時間を割かれているし、労力を割かれている中で、個を見詰めていく、あるいはその特性を見極めてアセスメントしていくという視点と、コモンズや地域づくりという視点があまりにも両軸にあって、それを1人の自立相談員、1つの機関が実践していくのはすごく難しいので、他機関との連携やあるいは地域の中にどう入っていくのが本当に大きな課題だろうなと思ひました。

全体を通して、実施率というお話をよくされると思うのですけれども、やったかやっていないかということよりも、どうやっているのか、何ができていないのかというそろそろ質の中身について知っていききたいなというのは正直ありまして、もう実施率を話題に上げなくてもいいのではないかとするのは個人的には思ひていますし、すごく疑問なのが、立岡さんのお話の中でもあったのですけれども、就労準備でもよく対象者がいないという話になるのです。ホームレスがいない、就労準備の対象者がいない、そんなわけないだろうと思うのです。ですから、あのアンケートの回答はいいのではなくて、見えていないだけなのではないかと、正直、思ひていたので、立岡さんの御意見にすごくうなずくところが多くて、私たちは就労ですけれども、同じような課題を持っていらっしゃるのだなというところで本当に共感をしました。

ばらついてしまいましたが、以上です。ありがとうございます。

○新保座長 鈴木由美構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、垣田構成員、お願いいたします。

○垣田構成員 ありがとうございます。大阪市立大学の垣田です。

私は居住支援の在り方に焦点を絞って意見を3点申し上げます。資料の全てを説明する時間はありませんが、改めて御覧いただくために多くのスライドを作成しました。後日ウェブサイトに掲載予定です。

意見の1つ目は、居住支援のニーズ把握を行うことです。ホームレス概数調査では、ホームレス数の減少が見られます。ただし、幾つかの自治体でホームレスからの生活保護の相談件数などを調査すると、実際には概数調査より随分多くのホームレスを確認できます。そして、居住支援のニーズ把握に当たっては、ホームレスに言わば隣接する不安定居住者も併せて一体的に捉える必要があります。私どもが行った調査によると、不安定居住を初めて経験した場所で最も多かったのは友人宅や社員寮、ネットカフェであり、野宿生活のホームレスは5%程度にすぎません。不安定居住が長期化するにつれて、野宿生活の割合が高まります。この調査では、不安定居住者がホームレス化の予防や住居確保などの居住支援ニーズを抱えていること、生活保護利用に抵抗感を持っていることなどが明らかになりました。

以上のことから、私が居住支援のニーズ把握に向けた作業課題として申し上げたいのは、ホームレス及び不安定居住者からの生活保護や自立相談支援事業の相談件数、相談内容などについて、自治体の実績を検証できないかということです。その結果は各地で居住支援の拡充を後押しするエビデンスにもなるのではないかと考えています。

意見の2つ目は、居住支援の現金給付として、現行の住居確保給付金を生活困窮世帯向けの住宅手当として見直すことです。コロナ禍の下で生活保護利用世帯数の推移に大きな増加は見られません。その背景には、生活保護利用に抵抗感を持つ生活困窮者が多いことも推察されます。他方で、住居確保給付金については、利用に抵抗感が示されたという状況は、各地の支援現場を回った限りで言えば確認されませんでした。このことから、住居確保給付金を持つ所得保障や居住支援策としての可能性について検討することが求められます。私が住居確保給付金の見直し案として申し上げたいのは、利用期限と求職活動要件の撤廃です。そのことによって住居確保給付金を必要に応じて継続的に利用することができるようになれば、生活困窮世帯向けの住宅手当の仕組みが日本で導入されることとなります。その際、就労を見込めない高齢者等についてどのように考えるかという検討課題が残されます。

スライドを何枚かスキップします。私のスライドでもコモンズについて触れておりますので、また御覧いただければと思います。

意見の3つ目は、居住支援のサービス給付として、現行の一時生活支援事業の枠組みを見直すことです。現行の一時生活支援事業は、スライドの上側です。その対象として主に

ホームレスを想定しており、シェルターなどの一時宿泊施設が提供されます。そして、一時宿泊施設の退所後のアフターフォローとして、地域居住支援というアパートの入居支援や、入居後の見守りなどを行う仕組みが設けられています。ただし、この地域居住支援は一時宿泊施設の実施が前提となっています。私が見直し案として申し上げたいのは、スライドの下側です。一時宿泊施設を実施していない自治体でも、地域居住支援の実施を可能にすることです。つまり、現行の一時宿泊施設と地域居住支援を分立させることです。そのことによって、例えば友人宅や社員寮、ネットカフェなどに滞在する不安定居住者が、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずに地域居住支援を受けることができるようになります。これは一時宿泊施設を実施しなくてもいいという意見ではありません。つまり、この見直しを行うことで、一時生活支援事業の対象を本格的に拡大し、ホームレス化の予防を図ることができ、居住支援が一層強化されると見込まれます。

最後に、その他の課題に関して申し上げます。まず、一時生活支援事業の実施率をめぐって、例えば実施自治体や運営団体から費用や業務負担の大きさ、未実施自治体との不公平という声を聞きます。その問題は実施を必須化しないと解消しないのではないかという声も聞きます。住居なくして就労支援や家計改善などの生活再建は図れないわけですから、各地で漏れなく居住支援が実施される仕組みを検討することが求められます。

次に、不安定居住者へのアウトリーチに関して、社員寮入居者が相談支援にアクセスしやすくなる仕組みや事例についても示しています。

以上です。ありがとうございました。

○新保座長 垣田構成員、ありがとうございました。

後で資料を共有していただけますとのこと、ぜひよろしく願いいたします。

○垣田構成員 お送りしております。よろしく願いします。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、岩永構成員、お願いいたします。

○岩永構成員 岩永です。よろしく願いします。

今回、私は住居確保給付金の検討事項から発想した意見に限定して述べます。今、垣田委員がおっしゃったことに大変共感しつつなのですけれども、特に資料2の居住支援の在り方についての内容です。議論の仕分けが必要な内容と感じました。居住支援の定義が不明確で、住居確保給付金というのは日常用語の語感で想像されるいわゆる支援には該当しないのではないかと思います。ここに今後の生活困窮者自立支援法の方向性を定める論点が多く含まれているのではないかと感じます。

意見の1つ目です。これは前回の発言と重複しますが、まずは統計情報の公開、そして、行政内でも統計情報に基づいた今回の措置の検証が必要だと考えます。39ページの自治体の意見から、今回の措置で広がった支給対象像がうかがえますが、これを意見ではなくデータから確認する必要があると思います。立岡委員から住居確保給付金があって一時生活

がこの程度で済んだというお話があり、ただし検証が必要とお話がありましたが、私もそのお話に共感しています。

2つ目は、拡大された住居確保給付金を支給した際の事務支援体制の統計情報も公開すべきと考えます。今回の豊島区の鈴木委員の御発表が大変参考になりました。このように自治体ごとに工夫を凝らして急場をしのいだと聞いておりますが、全国の状況を総括する必要がありますと思います。ちなみに、豊島区さんでは2020と2021でどれほど人員体制を変化させたのかも知りたいと思いました。また、村木委員からでしたでしょうか。御紹介いただいた社協の報告書も大変参考になると思います。ただ、これも社協だけの調べなので、全国の状況が必要かなと思います。この制度は支援する人が肝腎要の仕組みなのに、その人たちをどう処遇し手配したのか明らかにできないのであれば、人材を大事にしないということに帰結すると考えます。

3つ目は、生活困窮者自立支援制度を検証して、生活保護や年金や他制度で受け止めるべき存在を明らかにする必要があるのではと思います。求職要件の課される住居確保給付金は、当たり前ですが、稼働年齢層以外には給付されません。資料1所収の利用者アンケートは回答数130名ほどの結果で参考程度ですが、稼働する高齢者がそれなりにいることに注意が必要だと思います。鈴木委員の御発表の中で50～60代が増えているというのは、このアンケートと照らしても示唆的です。低年金で暮らしている、あるいは無年金で暮らしている、この方たちはあと残るのは、今の状況が改善されない場合には生活保護ということになりますので、今回の資料1、生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性がありましたが、これと逆の方向の検討も重要ではないかと思います。

4点目は3点目の指摘と重なりますが、言ってみれば、生活困窮者自立支援制度で強調されてきたアウトリーチの機能を、支援対象者に関わる支援活動だけではなく、制度の運用やこの検討会での議論にも応用しようという意見です。今回の坂入委員や立岡委員、村木委員の御報告から改めて感じましたが、貧困問題というと様々な意味で都市に注目しがちですが、都市以外にないというわけではありません。生活保護はミーンズテストを課するという意味では選別的な制度ですが、日本全国で必ず実施されなければならないという意味では普遍的な制度です。このように全国一律に実施される普遍的な制度が重要だと考えます。住宅手当という新たな提案も重要でありますし、教育支援について考えてみますと、青砥委員の御意見を伺い、義務教育がもっとしっかりしていなければと思わざるを得ません。塾が前提になってしまう一般社会ですが、これ自体、日本国内での地域差が多く、塾がないところもありますし、教育支援で無料の塾がやられているという話を地方の方にとすると、そんなの本当ですかと言われることもあります。ですから、困窮者制度に従事している側から見て必要なことをフィードバックする経路を、今回の検討会でもいろいろな意見が出ていますが、そういう方向性も模索できればと御意見を聞いて考えました。

以上です。

○新保座長 岩永構成員、どうもありがとうございました。

それでは、一通り御発言をいただいたところなのですが、林委員と岩永委員から豊島区の鈴木寛之構成員に質問が寄せられていますので、できれば簡潔にお願いできればありがたいです。

○鈴木(寛)構成員 今日、パソコンの調子が悪くて聞き取れない部分も多々あったので、改めて会議が終わったらお答えしようと思っておりますが、今し方、岩永先生から質問いただいた内容としては、元年から2年、保健福祉部の中で応援体制としては職員は3人なのです。それは押し寄せてきた人たちに対しての対応が3人増えました。そして、事務処理で人材派遣会社から2人増員しております。ですから、人数にすると5人増員したというお答えであります。

以上です。

○新保座長 ありがとうございます。

では、林委員からの質問はまた別途ということになりますね。

○鈴木(寛)構成員 聞き取れなくて、すみません。

○新保座長 ありがとうございます。

皆様、ありがとうございます。一通り御発言いただきまして、そろそろ時間となりました。

この段階で唐木室長から何かございますか。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

本日も皆様方から熱心な御発表、また、多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございます。

生活困窮者自立支援制度の本旨の話が結構出ていたかと思ひまして、属性別であったり、対象者像を縦割りで問わないということとか、また、青砥様からのローカルコモンズのお話にもありましたように、地域づくりにおける社会資源とか、そういったものどどのようにつながっていくかが、困窮制度が始まったときからの非常に重要な点でありましたし、今回のコロナ禍においてそれをさらにどのように通っていくか、また、充実させていくかということも、今後考えていかなくてはいけない話かと思っております。

今回、住居と貧困の連鎖がテーマではあったわけですが、それにとどまらないお話を多岐にわたっていただきました。いただいた内容をまた咀嚼いたしまして、今度論点整理検討会、またワーキングという形で、そろそろ取りまとめに向けての準備をしていかなければいけないかと思っておりますので、そちらにも反映させていくようにしたいと思っております。ありがとうございます。

○新保座長 唐木室長、ありがとうございます。

それでは、予定の時間となりましたので、本日の議事につきましては、ここで終了させていただきます。



大変貴重な御指摘の詰まった今日のワーキングであったと思います。今後の議論にぜひつなげながら、また御一緒に検討してまいれたらと思うところです。

最後に、次回の開催予定について事務局からお願いいたします。

○唐木室長 次回につきましては、3月7日月曜日に第2回ワーキンググループ、こちらは合同ですけれども、オンラインで開催する予定でございます。構成員の皆様方におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

○新保座長 それでは、本日の議事を全て終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。皆様、御協力いただきましてありがとうございました。

年度末のお忙しい時期に差しかかっていらっしゃると思います。どうぞお体を大切にしながら、引き続きよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。